

(平成21年9月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの期間及び58年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月から46年3月まで
② 昭和58年1月から同年3月まで
③ 昭和58年7月から61年3月まで

私は、国民年金への加入は国民の義務であり保険料を納付するのは当然という意識もあり、国民年金加入後は未納期間が生じないように保険料を納付してきたつもりだ。

申立期間①については、A町又はB市で、私の元妻が、毎月、集金人に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたと思う。

申立期間②及び③については、私が、納付書によりB市役所で国民年金保険料を納付していたことを覚えている。

未納期間があったならば、請求があるはずであるが、私には1度も請求が無かったので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人が提出した昭和59年分の所得税の確定申告書の写しに記載された社会保険料控除額が、58年の国民健康保険税と国民年金保険料との合算額を大きく上回る額であることが確認でき、申立人は、申立期間②を含む同年の国民年金保険料及び納付可能な57年以前の期間の国民年金保険料について、58年に納付したと考えるのが自然である。

また、申立期間③については、申立人が提出した昭和59年から62年までの所得税の確定申告書の写しにより、各年の社会保険料控除額の合計額は、控除の対象とされる期間（昭和58年1月から61年12月まで）の国民健康保険税と国民年金保険料との合算額を上回っていることから、62年の確定申告書作成時には申立期間③の国民年金保険料はすべて納付済みであったと考えるのが自然である。

一方、申立期間①について、申立人は、「昭和 38 年 5 月から A 町に転居する 44 年 7 月までの間、B 市内に居住していた。」としているが、住民票は昭和 38 年 2 月から 44 年 7 月まで従前の住所地である C 町のままとされており、申立期間①のうち、43 年 4 月から 44 年 7 月までの期間は、A 町又は B 市で国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる上、一緒に納付していたとする申立人の元妻も、申立期間のうち 45 年 10 月から 46 年 3 月までの期間については国民年金保険料が未納とされていることが確認でき、「申立期間①について、A 町か B 市で、私の元妻が夫婦二人分の国民年金保険料を定期的に集金人に納付していた。」とする申立内容には不自然さがみられる。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の元妻についても記憶が明確でないことから、保険料の納付時期、納付金額等が不明である。

さらに、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 58 年 7 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月 21 日から 40 年 12 月 31 日まで

私は、A社B支社C支店に昭和 39 年 9 月 21 日から 40 年 12 月 31 日まで営業職で勤務していた。支店長の名前は覚えていないが、先輩の名前は覚えている。社会保険事務所には年金受給手続の際に記録の訂正を申し立てたが、認めてもらえなかった。

給与明細書等の証拠となる資料は保存していないが、厚生年金保険料は給与から控除されていたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社B支社C支店で一緒に勤務していたとして申立人が名前を挙げた同僚3人の供述により、勤務していた期間は特定できないものの、申立人が、申立期間の一部について、同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立期間当時にC支店の厚生年金保険の一括適用事業所であったA社B支社は、昭和 45 年 12 月 20 日に適用事業所に該当しなくなっており、賃金台帳等の関連資料も無く、申立人の同社での在籍期間、並びに申立期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除状況等について確認することができない。

また、B支社の元支社長、同支社の他の支店長は、同社社員の厚生年金保険の加入について、「勤務態度、営業成績を判断して加入させていたと思う。」、「営業職は、早期退職が多いため試用期間経過後（3か月から6か月後）に加入させていた。」と供述し、元社員も、「厚生年金保険には試用期間経過後

に加入した。」と供述しているとともに、申立人は、「当時のC支店の社員は10人から12人程度いた。」としており、このうち名前を挙げた同僚2人についても同社における厚生年金保険被保険者記録が無いことから、同社ではすべての社員を厚生年金保険に加入させておらず、短期間で退職する社員については、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

さらに、社会保険事務所が保管するB支社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が申立期間中に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できず、申立期間及びその前後の期間において健康保険の整理番号の欠番も無い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等はない。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認めることはできない。